

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

下呂市長 山内 登

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
旧萩原町羽根 地区
(羽根)
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 2 月 1 6 日
3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
5 経営体
法 人 経営体数 1
個 人 経営体数 4
集落営農（任意組織）
4. 当該区域における農業の将来の在り方
別添、項目 4 のとおり
5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
別添、項目 3 のとおり

令和3年 人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下呂市	萩原町羽根	R3.2.16	R2.3.3

1.対象地区の現状

人・農地プランの対象農地の面積		41.9ha		
プラン (優先度順) 選定理由	ア. 中心経営体耕作地(所有地+借入地)	38.7ha		
	イ. 交付金対象農地(中山間直払制度+多面的機能支払)	3.2ha		
	ウ. 地域の話合い(地域で守るべき農地として選定)	.0ha		
農地 台帳 より	①担い手が耕作する農地面積	38.7ha	92.4%	92.4%
	②(非担い手の)中心経営体が耕作する農地面積	.0ha	0.0%	
アン ケ ー ト よ り	③将来貸出希望の農地面積	.0ha	0.0%	
	④「耕作者年齢59歳以下」又は「後継者あり」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑤「耕作者年齢60歳以上後継者なし」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑥「耕作者年齢70歳以上後継者なし」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑦「耕作者年齢80歳以上後継者なし」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑧「転用したい」又は「耕作しない(できない)」農地面積	.0ha	0.0%	
	⑨意向が確認できていない農地面積	.0ha	0.0%	

2.対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・大区画化が困難なプラン対象農地を遊休化させない。 ・公道、農道の法面の維持管理について、多面的機能支払交付金を活用し、農地所有者の協力体制を構築する。

3.対象地区内における中心経営体への農地集積に関する方針

<p>農地中間管理機構を通じた農地の集積は、ほぼ完了している。</p>

4.3の方針を実現させるために必要な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金に関わる組織及び、農事改良組合等の地域における十分な話し合いのもと、当該地域の中心経営体である農事組合法人 羽根ファームを中心とした持続可能な地域づくりを目指す。 ・先進農業地等の視察研修を実施するなど、これからの農村、農業改革や農業と地域社会との連携についてのビジョンを共有する。 ・新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しつつ、機構事業の事例として(農)南ひだ羽根ファームに農業関係者の視察を誘致し、地元還元できる仕組みづくりを検討。

5.地区内の中心経営体

属性	経営体(氏名)	年齢	構成員(従業員)	後継者	経営規模			農業を営む範囲
					経営内容(作目)	経営面積 ^a	頭数(ほか)	
羽根-1 認農	熊崎 光夫	55	2	-	肉用牛、飼料作物、水稻	107	89頭	羽根
羽根-2 認農法集	(農)南ひだ羽根ファーム(都竹 盛夫)	66	17	○	水稻	3773		羽根
羽根-3 認農	富永 幸樹	58	1	-	トマト	26		羽根
羽根-4 認農	宮入 健二	55	2	-	トマト	40		羽根
羽根-5 認就	松井 穂波	27	1	-	乳用牛	-	5頭	羽根

【記載上の注意】

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
 ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

6.将来貸出希望の農地の筆数および面積 m²

地区名	田		畑		計
	筆数	面積	筆数	面積	面積
合計					